

令和6年度岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）が、新型コロナウイルス感染症により事業活動に支障を生じている場合に、事業を継続するために必要な資金を円滑に供給し、もって経営の安定に資することを目的とする。また、伴走支援資金においては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、県内中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 取扱期間

原則として、令和7年3月31日までに融資実行されたものとする。

第4 貸付の種類

この制度による資金の貸付の種類は、次のとおりとする。

- 1 対策資金
- 2 伴走支援資金

第5 対策資金

- 1 貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（ただし、信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）を当該事業所の所在地を管轄する市町村から受けた者（以下、「セーフティネット保証5号利用者」という。）で、売上高等減少率が15%以上の者。

- 2 貸付の条件

- (1) 資金の使途

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営安定のために必要な運転資金及び設備資金とする。

- (2) 貸付限度額

1企業につき8,000万円以内とする。

- (3) 貸付期間

10年以内とする。ただし、2年以内の据置期間をおくことができる。

- (4) 貸付利率

ア 固定金利

年1.4%以内

イ 変動金利

年1.2%以内（貸出時点の利率）

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く）。

3 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

4 信用保証

岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。ただし、別に定めるところにより県が補給を行うものとする。

- (1) セーフティネット保証 5 号利用者については、年 0.6%とする。
- (2) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1)に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

5 保証割合

セーフティネット保証 5 号利用者については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成 18・9・12 中庁第 2 号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

6 保証料補給

県は、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）及び新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 27 日付け経支第 939 号岩手県商工労働観光部長通知）の定めるところにより、この要綱に基づいた融資について保証をした協会に対し保証料補給を行うものとする。

7 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

8 期中支援

貸付の決定を受けた者が、信用保険法第 2 条第 6 項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を協会に報告するものとする。ただし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日の期間（中小企業信用保険法第 2 条第 6 項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が 1 年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）、または保証期間が 1 年以内であるときはこの限りではない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第 6 伴走支援資金

1 貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響により、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した者とする。

- (1) セーフティネット保証 4 号利用者（信用保険法第 3 条の 3 の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）
- (2) セーフティネット保証 5 号利用者（信用保険法第 3 条の 3 の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）
- (3) 次のアからキのいずれかに該当する者（信用保険法第 3 条の規定による普通保険に係る保証及び同法第 3 条の 2 の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。
(信用保険法第 3 条の 3 の規定による特別小口保険に係る保証を除く。)（以下、「一般保証利用者」という。）。
 - ア 最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5 %以上減少している者。
 - イ 最近 1 か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して 5 %以上減少していること
 - ウ 最近 1 か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して 5 %以上減少し

ていること

エ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

オ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

カ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

キ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

2 貸付の条件

(1) 資金の使途

セーフティネット保証4号利用者及びセーフティネット保証5号利用者にあっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、経営安定のために必要な運転資金及び設備資金とする。

一般保証利用者にあっては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、事業に必要な運転資金及び設備資金とする。

(2) 貸付限度額

1企業につき1億円以内とする。

(3) 貸付期間

10年以内とする。ただし、5年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

ア 固定金利

年1.4%以内

イ 変動金利

年1.2%以内（貸出時点の利率）

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く）。

3 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

4 信用保証

協会の信用保証をする。この場合のセーフティネット保証4号利用者及びセーフティネット保証5号利用者の保証料率については、貸付金額に対し0.85%とし、一般保証利用者については、責任共有制度の対象の場合は、貸付金額に対し次の表1に定める料率を、また、責任共有制度の対象除外の場合は、貸付金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとする。ただし、次の(1)及び(2)を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する（以下「経営者保証免除対応」という。）。

表1

CRD評点 区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.90%	年1.75%	年1.55%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

表2

CRD評点 区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年2.20%	年2.00%	年1.80%	年1.60%	年1.35%	年1.10%	年0.90%	年0.70%	年0.50%

- (1) 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- (2) 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

5 保証割合

- (1) セーフティネット保証4号利用者については、100%（全部保証）。
- (2) セーフティネット保証5号利用者及び一般保証利用者については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。また、責任共有制度の対象除外となる既往借入金を第6の1(2)又は(3)で借り換える場合（協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については、責任共有制度の対象除外とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、第6の4表1、表2の各⑤区分の料率を適用する。

6 保証料補給

(1) 国の保証料補給

- ア セーフティネット保証4号利用者及びセーフティネット保証5号利用者については、0.65%に相当する額を国が協会に補助する。ただし、経営者保証免除対応により0.2%が保証料率に上乗せされている場合には、0.85%に相当する額を国が協会に補助する。
- イ 一般保証利用者については、責任共有制度の対象の場合、次の表1に掲げる率に相当する額を、責任共有制度の対象除外の場合は、次の表2に定める料率をそれぞれ国が協会に補助する。また、経営者保証免除対応により0.2%が保証料率に上乗せされている場合には、上乗せ後の率に相当する額を国が協会に補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の補助率を適用する。

表1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
補助率	年0.75%	年0.75%	年0.70%	年0.65%	年0.55%	年0.50%	年0.40%	年0.30%	年0.25%

表2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
補助率	年1.05%	年1.00%	年0.95%	年0.90%	年0.75%	年0.60%	年0.50%	年0.40%	年0.30%

(2) 県の保証料補給

県は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及び新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助金交付要綱（令和2年3月27日付け経支第939号岩手県商工労働観光部長通知）の定めるところにより、この要綱に基づいた融資について保証をした協会に対し保証料補給を行うものとする。

(3)(1)及び(2)の場合において、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については補助の対象外とする。

7 添付資料

国の全国統一制度である「伴走型支援特別保証制度要綱」による添付書類とする。

8 償還方法

分割返済（保証期間が1年以内の場合は一括償還を含む。）とする。

9 取扱い金融機関の責務及び報告

- (1) 取扱金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 取扱金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 取扱金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに取扱金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、協会を経由して経済産業省及び岩手県に送付するものとする。取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

第7 借換えの特例

借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中序第1号）の定めにかかわらず、次の保証に係る既往借入金を、第6の1（1）で借り換えることができるものとする。ただし、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。

第8 その他

この要綱に定めのない貸付条件及び保証条件については、取扱金融機関及び協会の所定の条件による。

第9 申込手続

貸付を受けようとする者は、取扱金融機関の所定の手続きにより申し込むものとする。

第10 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第11 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第12 報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

第13 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わなかった場合は貸付決定を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合